

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>1 公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について</p> <p>地域住民の医療の充実を図るため、本市における公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>本市には、2つの県立病院、2つの市立病院と9つの国保診療施設が設置されており、市民の医療ニーズの多様化などに対応しながら、地域医療のサービス水準低下を招くことのないよう、良質で安定した医療の提供に努めているところであります。</p> <p>しかしながら、全国的に深刻な医師不足は、本市においても例外ではなく、とりわけ産科については、公立病院においては休止されており、他の診療科においても、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じております。</p> <p>かつ、医師不足は常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化につながり、更なる医師の退出を招き、経営が悪化するという悪循環を引き起こします。</p> <p>また、看護師の職場環境も夜勤・交代制労働の中、離職者が多く、必要な人員の確保がされていないのが現状です。看護師の確保が喫急の課題となっております。</p> <p>このような中、当市におきましては、市立病院・診療所改革プランを策定し、限られた医療資源や財政負担の中で、一体的な運営を図りながら、機能分担と連携強化を進め、医療の質と経営の質の両面において安定的な組織体制を構築に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、少子高齢化が急速に進むなか、住んでいる場所で医療が受けられ、安心して生活ができるという公立病院が持っている地域に対する役割を果たすことと公立医療機関の経営健全化等のため、次の事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(1) 当地域における医療体制のさらなる充実を推進するため、公立病院における医師確保及び充実について、特に産婦人科及び小児科並びに精神科医の充足と常勤化について、必要な援助を行うこと。</p> | <p>県では、「岩手県医師確保対策アクションプラン」に基づき、各種奨学金制度による医師養成や女性医師の就業支援等に取り組むとともに、即戦力となる医師の招聘を行う専担組織を設置するなど、医師確保にあらゆる角度から取り組んでいるところです。</p> <p>平成26年度は、奨学金制度による医師養成として44人の新規貸付を行ったところであり、医師確保対策に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、産科や小児科など特定診療科の医師不足を根本的に解消するためには、国の制度改革が必要であることから、診療科別の医師の偏在に対応する具体的な施策の実現について、国に対し要望を行っています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|----------------|----------|
| <p>1 公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について</p> <p>地域住民の医療の充実を図るため、本市における公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>本市には、2つの県立病院、2つの市立病院と9つの国保診療施設が設置されており、市民の医療ニーズの多様化などに対応しながら、地域医療のサービス水準低下を招くことのないよう、良質で安定した医療の提供に努めているところであります。</p> <p>しかしながら、全国的に深刻な医師不足は、本市においても例外ではなく、とりわけ産科については、公立病院においては休止されており、他の診療科においても、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じております。</p> <p>かつ、医師不足は常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化につながり、更なる医師の退出を招き、経営が悪化するという悪循環を引き起こします。</p> <p>また、看護師の職場環境も夜勤・交代制労働の中、離職者が多く、必要な人員の確保がされていないのが現状です。看護師の確保が喫急の課題となっております。</p> <p>このような中、当市におきましては、市立病院・診療所改革プランを策定し、限られた医療資源や財政負担の中で、一体的な運営を図りながら、機能分担と連携強化を進め、医療の質と経営の質の両面において安定的な組織体制を構築に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、少子高齢化が急速に進むなか、住んでいる場所で医療が受けられ、安心して生活ができるという公立病院が持っている地域に対する役割を果たすことと公立医療機関の経営健全化等のため、次の事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(2) 経営改善の要となる医師確保を進めるにあたって、医師にとってやりがいのある勤務環境整備、また、一般会計の財政状況も極めて厳しいなか、安心安全な医療提供体制を整備していくため、病院事業会計への繰出しに対する支援の充実など、必要な財政支援を行うこと。</p> | <p>公立病院等は、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど、地域医療の確保に重要な役割を果たしていますが、医師不足等により、その経営環境や医師の勤務環境は厳しさを増していると認識していません。</p> <p>このため、県では、勤務医の勤務環境の整備として、産科医等確保支援事業等による医師の処遇改善や中核病院等への地元開業医による診療応援、女性医師就業支援等の事業を行っているところであり、今後とも、これらの事業の活用を促進していきます。</p> <p>また、公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充等を図り、地域に必要な医療が継続して確保されるよう国に対して要望しています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|----------------|----------|
| <p>1 公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について</p> <p>地域住民の医療の充実を図るため、本市における公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>本市には、2つの県立病院、2つの市立病院と9つの国保診療施設が設置されており、市民の医療ニーズの多様化などに対応しながら、地域医療のサービス水準低下を招くことのないよう、良質で安定した医療の提供に努めているところであります。</p> <p>しかしながら、全国的に深刻な医師不足は、本市においても例外ではなく、とりわけ産科については、公立病院においては休止されており、他の診療科においても、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じております。</p> <p>かつ、医師不足は常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化につながり、更なる医師の退出を招き、経営が悪化するという悪循環を引き起こします。</p> <p>また、看護師の職場環境も夜勤・交代制労働の中、離職者が多く、必要な人員の確保がされていないのが現状です。看護師の確保が喫急の課題となっております。</p> <p>さらに当市では、東日本大震災により、奥州市総合水沢病院の施設に甚大な被害が発生しました。災害発生後被災病院からの患者を受入れるなど、災害拠点病院に準じた役割を果たしてきた病院が機能しなくなることは死傷者を増大させ、被害の拡大につながることであります。</p> <p>そのため、災害時に備えた施設整備が急務であり、耐震補強等を進め、安定した治療を行える施設を整備することが地域医療の中核施設として求められています。</p> <p>つきましては、少子高齢化が急速に進むなか、住んでいる場所で医療が受けられ、安心して生活ができるという公立病院が持っている地域に対する役割を果たすことと公立医療機関の経営健全化等のため、次の事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(3) 地域医療を担う医師を育成するため、地域で設定している奨学金制度に対する財政支援を拡充すること。</p> | <p>市町村立医療機関に勤務する医師を養成する奨学金制度については、昭和62年度から各市町村が運営する奨学金制度に対して県が1/2を経費負担して実施していましたが、配置対象先医療機関が当該市町村内に限られるため、専門医研修を行う必要のある養成医師との間で配置のミスマッチが生じ、結果として義務履行ができず奨学金返還に至った例が多くありました。</p> <p>このような制度の欠点を改善するため、平成16年度に各市町村運営の奨学金制度を統合し、県内全域の市町村医療機関及び県立病院を対象とした制度として岩手県国民健康保険団体連合会（国保連）を事業運営主体とする現行の市町村医師養成事業を実施してきたところです。</p> <p>このような経緯から、県では、国保連との連携のもと、引き続き現行制度での取組を進めていきたいと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>D</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>1 公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について</p> <p>地域住民の医療の充実を図るため、本市における公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>本市には、2つの県立病院、2つの市立病院と9つの国保診療施設が設置されており、市民の医療ニーズの多様化などに対応しながら、地域医療のサービス水準低下を招くことのないよう、良質で安定した医療の提供に努めているところであります。</p> <p>しかしながら、全国的に深刻な医師不足は、本市においても例外ではなく、とりわけ産科については、公立病院においては休止されており、他の診療科においても、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じております。</p> <p>かつ、医師不足は常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化につながり、更なる医師の退出を招き、経営が悪化するという悪循環を引き起こします。</p> <p>また、看護師の職場環境も夜勤・交代制労働の中、離職者が多く、必要な人員の確保がされていないのが現状です。看護師の確保が喫急の課題となっております。</p> <p>さらに当市では、東日本大震災により、奥州市総合水沢病院の施設に甚大な被害が発生しました。災害発生後被災病院からの患者を受入れるなど、災害拠点病院に準じた役割を果たしてきた病院が機能しなくなることは死傷者を増大させ、被害の拡大につながることであります。</p> <p>そのため、災害時に備えた施設整備が急務であり、耐震補強等を進め、安定した治療を行える施設を整備することが地域医療の中核施設として求められています。</p> <p>つきましては、少子高齢化が急速に進むなか、住んでいる場所で医療が受けられ、安心して生活ができるという公立病院が持っている地域に対する役割を果たすことと公立医療機関の経営健全化等のため、次の事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(4) 医療の安全確保を図るため、看護師の安定的な確保</p> | <p>県では看護職員の安定的な確保と定着を図るため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員就学資金の新規貸付枠の拡大、看護学生サマーセミナー(就業体験学習)及び新人看護職員研修体制の整備などの養成・県内定着対策を実施するとともに、潜在看護力の活用や資質向上のための取組を進めているところであります。</p> <p>また、看護職員が働き続けられる職場環境づくりの推進のため、労働部門や関係団体と連携し、多様な勤務形態の導入や夜勤の改善等の好事例の普及のための働き続けられる職場環境づくり推進事業、看護業務の効率化を目的とした看護補助者活用推進事業などに取り組んでいるところであります。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|----------|------|-------|------|
| <p>と定着に向けて、県内就業率を高める施策や、看護師の勤務環境の改善、早期離職者や未就業看護師が復職しやすい環境づくりを行うこと。</p> | | | | |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|----------------|----------|
| <p>1 公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について</p> <p>地域住民の医療の充実を図るため、本市における公立病院の医師、看護師の確保及び経営安定化等のための環境整備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>本市には、2つの県立病院、2つの市立病院と9つの国保診療施設が設置されており、市民の医療ニーズの多様化などに対応しながら、地域医療のサービス水準低下を招くことのないよう、良質で安定した医療の提供に努めているところであります。</p> <p>しかしながら、全国的に深刻な医師不足は、本市においても例外ではなく、とりわけ産科については、公立病院においては休止されており、他の診療科においても、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じております。</p> <p>かつ、医師不足は常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化につながり、更なる医師の退出を招き、経営が悪化するという悪循環を引き起こします。</p> <p>また、看護師の職場環境も夜勤・交代制労働の中、離職者が多く、必要な人員の確保がされていないのが現状です。看護師の確保が喫急の課題となっております。</p> <p>このような中、当市におきましては、市立病院・診療所改革プランを策定し、限られた医療資源や財政負担の中で、一体的な運営を図りながら、機能分担と連携強化を進め、医療の質と経営の質の両面において安定的な組織体制を構築に取り組んでいるところです。</p> <p>つきましては、少子高齢化が急速に進むなか、住んでいる場所で医療が受けられ、安心して生活ができるという公立病院が持っている地域に対する役割を果たすことと公立医療機関の経営健全化等のため、次の事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(5) 医療のIT化に要する経費の財政措置医療情報の標準化に対する電子カルテ化、オーダリングシステム等、医療のIT化に要する経費について、適切な財政措置を行うこと。</p> | <p>医療のIT化については、電子カルテ等の導入による医療情報の標準化や震災時における患者情報のバックアップ機能の充実等の観点から、公立病院等においても重要な課題と認識しています。</p> <p>一方で、公立病院等を取り巻く厳しい経営環境のなか、導入経費や維持・更新経費が大きな財政的負担となることも事実であり、県では、国に対して、公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を求めているところであります。</p> <p>今後も、奥州市をはじめとする関係市町村と連携を図りながら、引き続き国に対して働きかけていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|--------------|----------|
| <p>2 ILC実現に向けた取り組みについて</p> <p>ILCの実現に向けた取り組みを県全体で強力で推進されるよう特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>国際リニアコライダー（ILC）は、全長31～50キロメートルの地下トンネルに建設される加速器を中心とした大規模研究施設を指し、世界の素粒子物理学者が協力して「世界にひとつだけ」建設しようという計画です。ILCでは、電子と陽電子を光速度まで加速して衝突させ、宇宙誕生（ビッグバン）直後の状態を再現して、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎を解明しようとするものです。</p> <p>このようなILCが日本に建設されることは、日本の物理学の飛躍的発展が可能となるばかりでなく、国際的な頭脳拠点、科学技術の発信拠点として、世界の科学に貢献することが可能となり、素粒子物理学の発展に大きな役割を果たすことが期待されます。</p> <p>ついては、その実現に向け、国がILCの誘致を表明するよう、国への要望を行うとともに、県全体でのILC実現への機運醸成に向けた普及啓発、外国人研究者への情報発信及び受入環境の整備検討等を強化するよう要望します。</p> | <p>ILCは、21世紀の科学と技術を大きく前進させ、東北全体の復興、ひいては、日本の再生にもつながる国際プロジェクトと考えています。</p> <p>そのため、これまでも、岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係機関と連携しながら、ILCの建設実現へ向けて東北一丸となって活動を推進してきたところです。</p> <p>県としては、国に対し、ILCの日本誘致に関する方針を明確にし、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるとともに、わが国が主導する国際プロジェクトとして進めるための国内体制を整えるよう要望したところです。</p> <p>引き続き、東北全体の関係機関との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、ILC実現へ向けた普及啓発や外国人研究者への情報発信及び受入環境整備のための具体的な検討などの取組を進めていきたいと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>A</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|------------|----------|
| <p>3 福島第1原発事故放射能汚染被害復興支援対策の充実強化について</p> <p>江刺金札米に代表される奥州産米、江刺りんごなどの奥州市ブランドを維持し、消費者へ安全・安心な農畜産物や特用林産物等を提供するため、放射能物質汚染による風評被害対策等について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>放射能汚染被害から「米、牛、りんご、野菜」の奥州市ブランドを守る取り組みへの支援として、全国の消費者が安心して購入できる取り組みに対する財政支援等について、国に対して強く要望するとともに、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(1) 農畜産物の放射性セシウム濃度の検査体制や安全対策に引き続き万全を期すこと。</p> | <p>県では、厚生労働省の通知（「農畜水産物の放射性物質検査について」）に基づき、「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」を四半期ごとに作成し、県内で生産される農林水産物の放射性物質の検査を平成23年8月から実施しています。その結果は、県のホームページ等で公表し、県産農林水産物が安全であることを情報発信しているところであり、今後とも、こうした取組を継続していきます。</p> <p>また、「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル（H24.2発行、26年6月改訂）」に基づき、今後も生産支援を行っていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>農政部</p> | <p>A</p> |
| <p>3 福島第1原発事故放射能汚染被害復興支援対策の充実強化について</p> <p>江刺金札米に代表される奥州産米、江刺りんごなどの奥州市ブランドを維持し、消費者へ安全・安心な農畜産物や特用林産物等を提供するため、放射能物質汚染による風評被害対策等について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>放射能汚染被害から「米、牛、りんご、野菜」の奥州市ブランドを守る取り組みへの支援として、全国の消費者が安心して購入できる取り組みに対する財政支援等について、国に対して強く要望するとともに、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(2) 現在出荷制限等を受けている原木しいたけ、山菜等について、地域的部分解除を含めて早期の規制解除に向けた対策を講じること。</p> | <p>原木しいたけについては、栽培管理の実施が解除の条件となっており、徹底した栽培管理が行なわれ、安全の確認ができた生産者から順次、出荷制限解除に向けて国との協議を進めていくこととしています。</p> <p>県では、生産されるしいたけが安全となる（基準値を下回る）よう、貴市の御協力をいただきながら、まずは落葉層除去等のほだ場環境改善を促進するとともに、併せて、生産者が放射性物質を低減する栽培管理を徹底するよう、指導を継続しています。</p> <p>山菜等の野生品目については、現時点では放射性セシウムの吸収メカニズムなどの知見が十分でなく、管理も困難であることから、市町村単位より細分化した区域の解除については難しいものと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>林務部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|------------|----------|
| <p>3 福島第1原発事故放射能汚染被害復興支援対策の充実強化について</p> <p>江刺金札米に代表される奥州産米、江刺りんごなどの奥州市ブランドを維持し、消費者へ安全・安心な農畜産物や特用林産物等を提供するため、放射能物質汚染による風評被害対策等について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>放射能汚染被害から「米、牛、りんご、野菜」の奥州市ブランドを守る取り組みへの支援として、全国の消費者が安心して購入できる取り組みに対する財政支援等について、国に対して強く要望するとともに、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(3) 安全・安心な農林水産物を生産していることを消費者に積極的にPRし、首都圏を中心として、農畜産物の安全性をアピールして信頼回復するための取り組みを引き続き積極的に展開するとともに、放射能汚染の影響により減退した奥州市ブランドの産地規模の復活・発展に向けた支援を講ずること。</p> | <p>県ではこれまで、主に首都圏の消費者等を対象として、「いわてブランド再生推進事業」により、生活情報誌への記事掲載、鉄道車内広告、フェイスブックを活用した情報発信、食材フェアの開催、産地見学会等を行う等、風評被害が早期に回復するよう取り組んだ結果、本県産農畜産物の取引量も概ね回復していますが、平成26年度は、関西圏で情報発信等を強化し販売対策に取り組んでいきます。</p> <p>産地規模の復活・発展に向けては、肉用牛の生産基盤対策として、肥育農家の一貫経営化や県産種雄牛を活用した肉用牛の所得向上の支援を行い、地域の肉牛経営の安定と規模拡大を支援していきます。</p> <p>また、地域経営推進費を活用し、和牛繁殖農家の巡回支援や牛舎建設、規模拡大の優良事例研修を行う等、肉用牛生産基盤の強化を支援していきます。さらに、地元食材を利用した調味料開発やイベントでのマーケティング販売、料理人や流通業者等を招いた産地見学会等により、奥州地域の食材の安全性を広く情報発信するとともに、全国展開に先駆け地域における認知・普及度を高め、「地域ブランド」として確立・展開していくための仕組みづくりを行い、生産から消費拡大のためのPRまで一貫して支援していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>農政部</p> | <p>A</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|----------------|----------|
| <p>4 胆江保健医療圏における県立病院の拠点化について 胆江保健医療圏の中核病院である県立病院の医師を確保し、胆江保健医療圏の医療拠点の充実を図ることに、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>近年、県内の公立病院における医師充足率の著しい低下により、住民は必要な医療を受けるために遠方の医療機関に出向くか、場合によっては治療をあきらめざるを得ない現状にあります。</p> <p>特にも県立胆沢病院においては、平成19年8月より産婦人科において産科医療がなくなり、平成23年9月より脳神経外科において救急診療が行われていない状況となっております。当保健医療圏の公立病院から産科医療、脳神経外科の救急診療が消えたことにより、脳卒中や異常分娩など緊急時に一刻を争う場面で圏外まで遠距離の移動を強いられるということは、住民に対し、たいへん大きなリスクと不安を抱えさせております。</p> <p>当保健医療圏の中核病院としての県立胆沢病院には、その役割を担うに相応しい医療体制の維持を強く期待せざるを得ません。</p> <p>つきましては、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(1) 地域周産期母子医療センターとして県立胆沢病院の産婦人科医師の確保と常勤医体制を構築すること。</p> | <p>県では、産科医、小児科医の不足や地域偏在など本県の周産期医療を取巻く厳しい環境に対応するため、周産期医療体制整備計画に基づき4つの周産期医療圏を設定し、妊婦のリスクに応じた適切な周産期医療の確保に努めているところです。</p> <p>奥州市を含む周産期医療圏については、既に3ヶ所の地域周産期母子医療センターが整備されていることから、当面は現在の体制を維持しつつ、限られた周産期医療資源を効率的に活用し、妊産婦が安心して出産に対応できる体制を確保していきます。</p> <p>なお、県立病院の産婦人科勤務医の確保については、関係大学との連携を一層強化するとともに、即戦力医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金制度による養成医師の拡大など、各般の医師確保対策に積極的に取り組んでいるところです。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|----------------|----------|
| <p>4 胆江保健医療圏における県立病院の拠点化について</p> <p>胆江保健医療圏の中核病院である県立病院の医師を確保し、胆江保健医療圏の医療拠点の充実を図ることに、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>近年、県内の公立病院における医師充足率の著しい低下により、住民は必要な医療を受けるために遠方の医療機関に出向くか、場合によっては治療をあきらめざるを得ない現状にあります。</p> <p>特に県立胆沢病院においては、平成19年8月より産婦人科において産科医療がなくなり、平成23年9月より脳神経外科において救急診療が行われていない状況となっております。当保健医療圏の公立病院から産科医療、脳神経外科の救急診療が消えたことにより、脳卒中や異常分娩など緊急時に一刻を争う場面で圏外まで遠距離の移動を強いられるということは、住民に対し、たいへん大きなリスクと不安を抱えさせております。</p> <p>当保健医療圏の中核病院としての県立胆沢病院には、その役割を担うに相応しい医療体制の維持を強く期待せざるを得ません。</p> <p>つきましては、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(2) 県立胆沢病院の脳神経外科医師の確保と常勤医体制の確保により、一日も早く従前の緊急手術ができる環境に戻すこと。</p> | <p>脳神経外科医は、専攻する医師が少なく、主な派遣元である関係大学の医局においても医師の絶対数が不足している状況であり、必要とされる全ての医療圏に十分な常勤医を配置することは極めて困難な状況であることから、圏域を越えた連携や近隣病院からの診療応援を強化する中で地域医療を支えているところです。</p> <p>このような中において、県立胆沢病院には平成25年10月から常勤医師1名を増員し、平成23年9月以前と同じく3名の常勤医師を配置したところですが、現状の人員体制等では緊急手術が行える状況にないことから、今後においても、関係大学との連携を一層強化するとともに、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金制度による養成医師の拡大などに積極的に取り組み、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|----------------|----------|
| <p>4 胆江保健医療圏における県立病院の拠点化について 胆江保健医療圏の中核病院である県立病院の医師を確保し、胆江保健医療圏の医療拠点の充実を図ることに、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>近年、県内の公立病院における医師充足率の著しい低下により、住民は必要な医療を受けるために遠方の医療機関に出向くか、場合によっては治療をあきらめざるを得ない現状にあります。</p> <p>特にも県立胆沢病院においては、平成19年8月より産婦人科において産科医療がなくなり、平成23年9月より脳神経外科において救急診療が行われていない状況となっております。当保健医療圏の公立病院から産科医療、脳神経外科の救急診療が消えたことにより、脳卒中や異常分娩など緊急時に一刻を争う場面で圏外まで遠距離の移動を強いられるということは、住民に対し、たいへん大きなリスクと不安を抱えさせております。</p> <p>当保健医療圏の中核病院としての県立胆沢病院には、その役割を担うに相応しい医療体制の維持を強く期待せざるを得ません。</p> <p>つきましては、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(3) 公立病院の医師確保医師不足は、地域で必要な医療が確保されないことや少子化に拍車をかける事態を招くことから、地域医療を担うべき県立病院をはじめとした公立病院の医師確保対策を早急に講ずること。</p> | <p>県立病院をはじめとする公立病院の医師確保については、関係大学との連携を一層強化するとともに、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金制度による養成医師の拡大などに積極的に取り組んでいるところであり、今後においても、このような施策の推進を図りながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|----------------|----------|
| <p>4 胆江保健医療圏における県立病院の拠点化について</p> <p>胆江保健医療圏の中核病院である県立病院の医師を確保し、胆江保健医療圏の医療拠点の充実を図ることに、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>近年、県内の公立病院における医師充足率の著しい低下により、住民は必要な医療を受けるために遠方の医療機関に出向くか、場合によっては治療をあきらめざるを得ない現状にあります。</p> <p>特に県立胆沢病院においては、平成19年8月より産婦人科において産科医療がなくなり、平成23年9月より脳神経外科において救急診療が行われていない状況となっております。当保健医療圏の公立病院から産科医療、脳神経外科の救急診療が消えたことにより、脳卒中や異常分娩など緊急時に一刻を争う場面で圏外まで遠距離の移動を強いられるということは、住民に対し、たいへん大きなリスクと不安を抱えさせております。</p> <p>当保健医療圏の中核病院としての県立胆沢病院には、その役割を担うに相応しい医療体制の維持を強く期待せざるを得ません。</p> <p>つきましては、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(4) 当保健医療圏の中核的病院機能を担うべく、県立胆沢病院の医療機能を充実させること。</p> | <p>県立胆沢病院は、胆江保健医療圏の基幹的な医療機関としての機能を担うこととしており、圏域内の他の医療機関との機能分担と連携をより一層進めながら、圏域全体で医療提供体制を確保していくほか、限られた医療資源の中で、高度・専門医療の提供などの観点でみると二次保健医療圏では対応できないものもあることから、圏域を越えての連携も進めていく必要があると考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|---------------------|------------|----------|
| <p>5 牧草地の確実な除染について</p> <p>安全・安心な畜産物の生産と供給を担うため実施している牧草地再生対策事業の早期かつ確実な完了について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>県では、牧草の利用自粛を要請している牧草地の除染について、牧草地再生対策事業の作業体系の見直しやオペレーター組織の増強措置を執るなど、事業進捗の加速化に向け取り組んでいただいているところであり、感謝と敬意を表します。</p> <p>石礫や急傾斜、小規模ほ場や作業機の侵入路幅員不足等の理由で除染できない牧草地については、牧草中の放射性物質が暫定許容値を下回った場合、利用自粛要請を解除できることとなりましたが、一部の貸し手農家では、草地の生産性が回復せず、畜産農家に貸し出すことができない状況です。</p> <p>このことから、牧草地の除染が完了するまで、牧草地再生対策事業を継続するとともに、耕起できない圃場の農地所有者に県農業公社が十分な説明を尽くしていただくよう、県の指導について要望します。</p> <p>(1) 除染後の牧草の放射性物質濃度が暫定基準値を下回るとともに、放射性物質被害を受ける前の状況にまで草地を回復させるよう「牧草地再生対策事業」を継続すること。</p> | <p>牧草地再生対策事業は、暫定許容値を超過した牧草地の放射性物質の低減を図ることを目的に、平成26年度内に終了するよう取り組んでいます。</p> <p>なお、農家が利用可能な圃場にするため、暫定許容値(100Bq/kg)及び県の自主基準値(50Bq/kg)を超過した牧草地については、岩手県牧草地除染プロジェクトチームの指導による2回目の除染作業等を実施し、牧草の利用自粛が解除されるまで対応することとしています。</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>農政部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|------------|----------|
| <p>5 牧草地の確実な除染について</p> <p>安全・安心な畜産物の生産と供給を担うため実施している牧草地再生対策事業の早期かつ確実な完了について特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>県では、牧草の利用自粛を要請している牧草地の除染について、牧草地再生対策事業の作業体系の見直しやオペレーター組織の増強措置を執るなど、事業進捗の加速化に向け取り組んでいただいているところであり、感謝と敬意を表します。</p> <p>石礫や急傾斜、小規模ほ場や作業機の侵入路幅員不足等の理由で除染できない牧草地については、牧草中の放射性物質が暫定許容値を下回った場合、利用自粛要請を解除できることとなりましたが、一部の貸し手農家では、草地の生産性が回復せず、畜産農家に貸し出すことができない状況です。</p> <p>このことから、牧草地の除染が完了するまで、牧草地再生対策事業を継続するとともに、耕起できない圃場の農地所有者に県農業公社が十分な説明を尽くしていただくよう、県の指導について要望します。</p> <p>(2) 畜産農家に牧草地を貸している農家において、耕起できないほ場の牧草の検査で暫定許容値が下回ったことにより、牧草地の利用自粛を解除する場合は、利用自粛前の牧草地の植生の回復等、何らかの対応をすること。</p> | <p>牧草地の賃借に関わらず、農業公社が耕起できないとされた圃場については、牧草の放射性物質検査の継続実施による利用自粛の解除を基本としながらも、岩手県牧草地除染マニュアルに則った除染手法により除染効果を確保できる場合は、農家委託施工により除染作業ができることとなっています。</p> <p>また、農家委託施工によっても除染が困難とされる圃場については、植生の回復策の有無を含めて検討していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>農政部</p> | <p>C</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|----------------|----------|
| <p>6 通学路安全推進事業について 通学路安全推進事業の継続実施について、特段のご高配をお願いいたします。 児童生徒の登下校の安全・安心を守るために、奥州市としても通学路の安全点検は欠かせないものと考えています。 平成24年度は、文部科学省からの通知を受け、通学路の緊急点検を実施しており、改善できる箇所については、すでに対策を講じています。また平成25年度から実施している本事業については、通学路安全対策アドバイザーを派遣していただき、通学路の安全点検等に適切な助言をいただくことができました。 今年度も、引き続き本事業を実施することにより、昨年度検案事項になっている危険箇所や、小学校の統合に関わり新たに通学路となっている箇所など、適切な助言をいただけるものと考えています。 通学路の点検・整備等は単年度で終了できるものではなく、通学路安全対策アドバイザーの指導・助言のもと、警察署、国交省水沢出張所、県道路河川環境課等の関係機関と連携しながら、引き続き児童生徒の登下校時の安全確保に努めていきたいと考えていますので、今後も事業の継続を強く要望します。</p> | <p>本事業は、文部科学省の委託事業として県が行っているものです。 本事業については、文部科学省でも、平成27年度以降どうなるか不透明であり、また平成26年度において県内で本事業を実施している市町村は奥州市のみという実態です。 県としては、児童生徒の登下校時の安全確保について、重要課題として取り組むこととしていますが、通学路安全推進事業の平成27年度以降の実施については国の動向も注視しつつ検討していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>B</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|----------------|----------|
| <p>7 地域ぐるみの学校安全体制整備への財政支援について 今後も継続して地域ぐるみの学校安全体制整備への財政支援について、特段のご高配をお願いいたします。 地域の宝である子どもを学校や通学路における事件・事故からどのようにして守るか、近年大きな関心が寄せられています。 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、ボランティアやPTA組織を活用するなど、地域社会全体で学校安全に取り組む標記事業がスタートして7年目を迎えております。 平成20年度のスタート時から、徐々に登録者数は減少してきているものの、今年度も1600名以上のスクールガードが登録しており、毎日、子どもたちの登下校の見守りを行うとともに、交通安全にも気を配っていただいています。 今後も、地域安全マップの作成や市民（地域住民）向け啓発パンフレットの作成、子ども110番の家対応マニュアル作成等、スクールガードの活動を支援し、地域で総合的に子どもたちを見守るための活動等、実施していきたいと考えています。したがって、現在の通学区域の実状に見合った地域安全マップの改訂や学校安全ボランティア（スクールガード等）の登録・養成が円滑に行われるよう、地域ぐるみの学校安全体制整備のための財政支援について、引き続き要望します。</p> | <p>子どもたちの登下校時の安全確保については、県として重要課題として取り組むこととしており、地域ぐるみの学校安全体制整備への財政支援については、国の動向も見ながら、平成27年度以降も平成26年度並みの事業規模での実施を検討しています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|--------------|----------|
| <p>8 工業団地等への企業誘致の促進に係る支援について 雇用拡大及び経済の活性化等に向け工業団地等への企業誘致を促進させるため、補助制度の拡充等について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>市では、県をはじめとする関係機関の協力を得ながら、市内工業団地等への企業誘致を積極的に推進してきた結果、昨年度末には市内最大の工業団地である江刺中核工業団地の完売を達成する等、企業の進出、固定資産投資額の拡大を促進し、雇用拡大及び経済の活性化を図ってきたところであります。</p> <p>当地域では、大手自動車メーカーによる東北での事業拠点化及び関連部品メーカー等の集積に大きな期待が寄せられているところであり、また江刺フロンティアパーク等の未分譲の工業用地を有すること等からも、官民を挙げて企業の誘致及び地域産業の底上げに全力を尽くす必要があります。</p> <p>一方、当地域では、有効求人倍率について回復傾向が見られるものの、生産年齢人口の市外流出が根強い課題であるとともに、東日本大震災による影響から完全に回復したとは言い難い状況が見られるところであります。</p> <p>このような状況から、一刻も早い震災復興、若年層の地元への定着、県内の経済活動の活性化等を図るため、次の工業団地の分譲促進に対し、企業誘致補助制度の要件緩和や補助率の拡充について要望します。</p> <p>〔未分譲区画及び面積〕 江刺フロンティアパーク 17区画 13.4ha 前沢区本杉工業団地（オーダーメイド方式） 2区画 2.2ha 胆沢区広表工業団地（未造成） 6.1ha 胆沢東部工業団地（未造成） 1.0ha</p> | <p>企業立地促進奨励事業費補助については、雇用状況や、誘致企業等の投資抑制の傾向等に配慮し、平成22年度から23年まで要件緩和、拡充措置を講じました。また、東日本大震災からの復興等に向けて、さらに2年間延長し平成25年度まで延長したものです。</p> <p>今後、産業再生特区の優遇制度等の既存制度を活用しながら、引き続き、企業誘致を含めた県内経済の活性化に取り組みます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>C</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|-------------|-------------|------|
| <p>9 少人数学級について 少人数学級の拡充について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>今現在、少人数学級の実施について、小学1年生は法制化されており、小学4年生までと中学1年生においては、岩手県で基準を設け実施しています。</p> <p>しかし、小学校5年生6年生は40人学級で対応しているため、担任への負担が大きい状況です。35人学級にすることで、担任が一人ひとりに丁寧に対応することが可能であり、さらに子どもたちの学力の向上や生徒指導等に効果が出るものと考えます。</p> <p>このことから、少人数学級の小学校全学年への拡充を要望します。</p> | <p>本県においては、児童一人一人に行き届いた指導のもと、安定した学校生活と基礎学力の向上を目指し、35人以下学級を、平成18年度から小学校1年生、平成19年度から小学校2年生、平成24年度からは中学校1年生まで導入して実施しているところです。さらに、平成25年度から平成26年度にかけて小学校3年生、4年生に拡充したところで</p> <p>これを、さらに他の学年に拡充していくためには、国による複数年先を見込める計画的な定数改善が必要不可欠であり、全ての学年における少人数学級の実現に向けた「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対して引き続き要望していきます。</p> | 県南広域 振興局 | 県南教育事 務所 | C |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>10 指導主事の派遣について</p> <p>指導主事3名の継続配置について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>市における学校教育の課題は、学力向上、いじめ不登校対応及び就学前教育の充実であり、教育委員会、学校及び家庭という子どもたちを支える三者の役割を掲げ、教育指導の要点を策定し推進しています。</p> <p>学力向上対策においては、指導主事と学びの指導員による意図的計画的な学校訪問指導の充実はもとより、大学との連携による「学びの共同体」の考え方に基づいた授業実践の充実に資する研修会を実施し、教員の授業力の向上に基づく分かる授業づくりを進めていく必要があります。</p> <p>いじめ不登校対策においては、指導主事が、不登校児童生徒に対する学校及び教員に対する指導支援と学校と関係機関をつなぐ連絡調整の重要な役割を担っています。学校全体が組織として機能できるよう働きかけることや、一人一人の児童生徒の実態に応じた対応について指導助言をすること、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して効果的に働きかけるために関係機関との連絡調整も行っています。</p> <p>就学前教育については、各方面から重要性が指摘されているところであり、指導主事が中心となり、研修会等の実施による教諭等の資質向上を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を図り、小1プロブレム解消など一体となった教育活動を進めています。</p> <p>平成18年に5市町村が合併して奥州市となり、岩手県内2番目の広い面積に、幼稚園15園と小中学校が39校設置されており、現在、派遣指導主事3名が学校に対する指導に当たっておりますが、平成24年度に比べ1名減となっております。</p> <p>今後、この広い市域において学力向上及び不登校対策等の充実を図るうえで、現在の指導体制は欠かせない状況であり、今後も、指導主事3名の派遣を強く要望します。</p> | <p>指導主事については、平成25年度から全市町村に各1名配置し、学校数・学級数が多い市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところです。</p> <p>奥州市には、平成26年度も3名配置しており、平成27年度以降も貴市の状況を踏まえ、配置を検討していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>A</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|----------------|----------|
| <p>11 養護教諭の複数配置について 養護教諭の複数配置の継続実施について、特段のご高配をお願いいたします。 養護教諭の複数配置に関わる国の基準は、小学校の児童851人以上、中学校生徒801人以上となっています。また、岩手県教育委員会には、児童生徒の心身の健康への適切な対応のために、特別に必要と思われる学校に、加配による複数配置をしていただいています。 現在、小学校27校のうち2校に、中学校12校のうち3校に複数配置をしていただき、各学校においては、2名配置の良さを生かし、養護教諭間で連携を図りながら児童生徒に対して細やかな指導ができています。 市では、小学校が統合したことや、児童生徒の心身の健康の保持・増進や不登校等の問題に対する養護教諭の働きが大きくなってきていることから、学校の実情をふまえて養護教諭の複数配置について継続を要望します。</p> | <p>国の複数配置の基準については、小学校は851人以上、中学校は801人以上となっており、養護教諭の複数配置については、「児童生徒の心身の健康への適切な対応を行うための配置」を目的とし、加配として配置しています。 平成26年度において、奥州市内では国の複数配置の基準を満たしている学校はありませんが、児童生徒の心身の健康問題等にきめ細かく対応できるよう、小学校2校、中学校3校に養護教諭を複数配置しています。 今後についても、学校の実態等を把握しながら、複数配置について検討していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>B</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>12 スクールカウンセラーの配置について</p> <p>スクールカウンセラーの配置の継続実施について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>市では、スクールカウンセラー配置事業により、今現在、中学校11校、小学校3校に配置していただいています。</p> <p>各学校の状況を見ますと、児童生徒の心の悩みに寄り添い細やかなカウンセリングをしていただいていること、教職員との打ち合わせや講習会等により児童生徒への対応について指導や助言いただいていること等、スクールカウンセラーの効果が数多く見られます。また、統合小学校へ新たにスクールカウンセラーを1日6時間で配置していただき、新しい環境へ不安を抱える子どもたちに、丁寧に対応していただいています。</p> <p>市としましては、児童生徒の人間関係の悩みや学校不適応等、関係機関と連携しながら取組を進めてきておりますが、児童生徒・保護者へのカウンセリング、教員への指導・助言等、今後もスクールカウンセラーに対する期待は大きいものがあります。</p> <p>そのため、今後も各小・中学校への引き続きスクールカウンセラーを配置していただくよう要望します。</p> | <p>スクールカウンセラーの配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた支援を行っています。</p> <p>今後も各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながら、スクールカウンセラーの配置に努めていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>A</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|--------------|----------|
| <p>13 工業用水に係る助成制度の導入について</p> <p>企業誘致の推進及び既存企業支援の観点から、工業用水に係る助成制度の創設について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>市では、地域活性化に向けた雇用の拡大等を図るため、県の支援のもと企業誘致及び既存企業の振興に係る各種施策を展開しています。</p> <p>企業誘致に関しては、現在東北に集積が進みつつある自動車部品メーカー等の立地に大きな期待がかかっており、特にも集積の中心地となっている岩手県と宮城県との間で企業誘致に係る自治体間競争が激しくなっております。一方、既存企業への支援に関しては、製造業の海外展開に伴う国内空洞化が深刻な問題となっていることから、企業が継続して操業するための条件整備が重要であり、各種企業支援策、特にも製造業にとって工業用水の安定的な確保は事業継続のための重要な要素となっています。</p> <p>岩手県企業局が北上市や金ケ崎町の工業団地において安価で良質な工業用水を供給していることは、同地で操業する企業にとって大きな力となっています。一方、当市の工業団地には工業用水が整備されておらず、代替措置として年間1億円程度の予算を投じ、上水道を工業用水並の単価で供給しています。一部、過疎対策事業債を導入し財源のやりくりをしていますが、当市の脆弱な財政状況の下では大きな負担となっています。</p> <p>については、県営工業用水道事業と同様の条件で企業に用水を供給している当市に対する助成制度の創設をお願いします。</p> | <p>産業の集積や雇用の確保による地域経済の活性化を図るうえで企業誘致の果たす役割は極めて大きく、そのための基盤整備も重要であると認識しているところです。</p> <p>今後、市町村が主体となって企業へ用水を供給する場合における県の支援のあり方については、地域・企業のニーズ・実情を踏まえながら検討していく必要があると考えていますが、現状では支援の実現は困難な状況です。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>D</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|------------|----------|
| <p>14 松くい虫等の被害拡大防止について</p> <p>松くい虫等の被害拡大防止を図るための予算措置について、特段の御高配をお願いいたします。</p> <p>森林は、木材としての価値に止まらず、水源の涵養、地球温暖化の防止、国土の保全等、多くの機能を有しています。中でも松林は、他の樹木が生育できない岩山等で、山崩れなどの自然災害を防ぐなど、重要な役割を果たしています。</p> <p>本市においては、森林機能の確保、松林保全、南部アカマツ風景の保全確保から、厳しい財政状況ではありますが、予算を確保し、松くい虫の被害拡大防止に努めております。</p> <p>しかし、松くい虫による松林の被害は、本市の懸命な防除対策にもかかわらず、依然として終息するに至らず、毎年膨大な緑の財産が失われている現状にあります。</p> <p>また、ナラ枯れ病による被害も散見されるようになり、今後の被害拡大が懸念されるところであります。</p> <p>つきましては、環境保全、景観保全等の観点から、松くい虫等の被害拡大防止を図るため、防除に係る補助制度の充実強化及び予算の確保について、特段の御高配をお願いいたします。</p> | <p>県では毎年度ごとに定める「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、関係市町村と連携し、被害の拡大阻止と公益性の高い重要なアカマツ林の保全を目的に、防除対策を講じています。</p> <p>防除に係る補助制度については、既存の防除事業に加え、平成26年度からいわての森林づくり県民税を活用したいわて環境の森整備事業に「松くい虫感染源クリーンアップ処理事業」を追加措置し、監視帯における被害木周辺の感染源の徹底駆除を行うこととしました。</p> <p>ナラ枯れ被害対策については、「ナラ枯れ被害通報協力員」等を活用した被害通報体制を強化するとともに、セミナー開催などを通じた森林所有者への普及啓発を実施したほか、被害の未然防止に有効な手段である高齢ナラ林の伐採・更新（若返り）を進めるため、国庫補助事業の「更新伐」の導入を促進しています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>林務部</p> | <p>A</p> |
| <p>15 一般県道玉里梁川線のバイパス整備について</p> <p>江刺田瀬インターチェンジと江刺工業団地を経て奥州市中心街や金ヶ崎工業団地に通じる道路網の整備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>江刺田瀬インターチェンジの開通に伴い、一般県道玉里梁川線の交通量が増大しています。</p> <p>特に梁川館下地内は一車線と幅員が狭く、車両の往来に不便を来しているとともに、歩行スペースも十分に確保されていないことから、歩行者を巻き込んだ事故も危惧されています。</p> <p>つきましては、現道の2次改良を行うことは両側に商店や住居が連担しているため難しい状況であることなどから、国道107号から一般県道玉里梁川線へ接続する新規道路（バイパス）の整備を要望します。</p> | <p>当該地区は、近年大型車の通行が多く、交通安全対策が必要と認識しています。</p> <p>バイパス整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の事業化は難しい状況です。</p> <p>なお、上町橋付近の市道との交差点については、早期に車両の円滑な通行や歩行者の安全を確保する必要があることから、交差点部の改善を図るため、現在調査を進めています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|--------------|----------|
| <p>16 生活バス路線維持対策について</p> <p>民間バス事業者が運行する既存生活バス路線維持対策について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>広い県土を有する県内市町村の多くは、県立病院、県立高校、鉄道駅等へ連絡する民間バス事業者が運行する広域的、幹線的な路線バスと、これを補完する市町村負担による廃止代替バス、コミュニティバス等により、交通弱者の通院、通学、買い物等の日常生活の移動手段の確保に努めています。</p> <p>国及び県の補助により維持されてきた民間バス事業者が運行する生活バス路線が、ここ数年、利用者の減少などから国・県補助の交付を受けることができなくなり、路線廃止に追い込まれています。</p> <p>本市においては、5路線に対して生活路線維持補助金を交付し、運行を継続しているところであり、少子高齢化、過疎化の進行に歯止めがかからない現状からは、今後も国庫補助要件を欠く路線が発生し、市の財政負担が増嵩する懸念があります。</p> <p>他に移動手段を持たない沿線住民の生活の足として維持していくために次の事項を要望します。</p> <p>(1) 県単独補助事業を継続すること。</p> | <p>広域的かつ幹線的なバス路線については、県が国との協調による財政支援を行うことで維持を図る一方、市町村においては住民の意向を踏まえつつ、地域の交通資源等を総合的に勘案した上で、効率的かつ効果的な交通体系を構築していくことが重要と考えています。</p> <p>このため、県としては引き続き「地域バス交通等支援事業（県単独補助事業）」により広域生活路線の維持を支援するほか、コミュニティバスの運行など、市町村が効率的かつ効果的な交通体系を構築するための自主的な取組に対して、重点的に支援していきたいと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|--------------|----------|
| <p>16 生活バス路線維持対策について</p> <p>民間バス事業者が運行する既存生活バス路線維持対策について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>広い県土を有する県内市町村の多くは、県立病院、県立高校、鉄道駅等へ連絡する民間バス事業者が運行する広域的、幹線的な路線バスと、これを補完する市町村負担による廃止代替バス、コミュニティバス等により、交通弱者の通院、通学、買い物等の日常生活の移動手段の確保に努めています。</p> <p>国及び県の補助により維持されてきた民間バス事業者が運行する生活バス路線が、ここ数年、利用者の減少などから国・県補助の交付を受けることができなくなり、路線廃止に追い込まれています。</p> <p>本市においては、5路線に対して生活路線維持補助金を交付し、運行を継続しているところであり、少子高齢化、過疎化の進行に歯止めがかからない現状からは、今後も国庫補助要件を欠く路線が発生し、市の財政負担が増嵩する懸念があります。</p> <p>他に移動手段を持たない沿線住民の生活の足として維持していくために次の事項を要望します。</p> <p>(2) 県単独補助事業の補助要件について、輸送量等要件を緩和する震災特例措置が講じられているところであるが、当該特例措置が終了後においても引き続き補助要件の緩和措置を行うこと。</p> | <p>県単独補助事業の補助要件緩和については、国庫補助制度の震災特例措置に準じて適用しているため、県では、国庫補助制度の震災特例措置の延長について国に対して要請を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p> <p>また、地域公共交通を維持するためには、一定の財政支援を要する一方で、そのみに頼ることには限界があると考えています。</p> <p>財政支援と併せて、路線改善や利用促進について市町村と連携して取り組んでいくことにより、補助路線の維持・確保に努めていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>経営企画部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|---------------------|---------------------|----------|
| <p>17 県単医療費助成事業に係る現物給付の実施について 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等に係る県単医療費助成事業については現在、償還払いにより給付しておりますが、経済的負担の軽減等を考慮し、現物給付の実現について、特段の御高配をお願いいたします。</p> <p>県単医療費助成事業については、現物給付実施に対する市町村保険者への国負担金の減額ペナルティーの事情により、以前の現物給付から償還払い方式に切り替えが行われ現在にいたっております。</p> <p>現物給付による給付方法とすることは、子育て中の保護者や交通手段の限られている障がい者、高齢者等にとって時間的、経済的負担を軽減する有効な方法と考えられます。</p> <p>全国的にみると現物給付を実施している自治体も多く、県民の医療・福祉の充実を図るためにも、現物給付を実施した場合における市町村保険者への国負担金の減額ペナルティーの撤廃について、国に対して強く要望していただきますと共に、本県における現物給付の実現につきまして、特段の御高配をお願いいたします。</p> | <p>本県の全ての医療費助成事業を現物給付方式にした場合、国庫支出金に係るいわゆるペナルティの額は、粗い試算ですが、約6億8千万円の減額と見込まれ、市町村国保の財政を更に圧迫することとなります。</p> <p>平成25年7月に、県内各市町村に対して現物給付化に対する考え方を調査したところ、「現物給付は望ましいが、減額措置が存続されている状況では、厳しい財政環境の下、現物給付化は慎重に考える必要がある」との意見が大勢であったことから、直ちに給付方法を現物給付とすることは難しいものと考えます。</p> <p>現物給付した場合の減額措置の撤廃については、毎年度、県として国に要望しているところであり、今後も引き続き国に対して要望していきます。</p> | <p>県南広域 振興局</p> | <p>保健福祉環 境部</p> | <p>C</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|------------|----------|
| <p>18 一級河川徳沢川樋門閉鎖に伴う内水の排水対策について</p> <p>樋門閉鎖に伴う内水を排水するための移動用排水ポンプ車の配備について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>当市を縦断する一級河川北上川は、無堤地区や築堤されているものの暫定断面等の理由により漏水する箇所があるため、長雨や集中豪雨による濁流・水位上昇が発生した際、人家や農地など生活基盤に甚大な被害をもたらしています。</p> <p>また、一関遊水事業により堤防等が整備され北上川の氾濫が防げる一方で、一級河川徳沢川樋門を閉鎖することにより徳沢川と大石ヶ沢の内水が今まで以上に溜まるため、世界遺産景観区域などで甚大な被害を受ける不安があります。</p> <p>つきましては、一級河川徳沢川樋門閉鎖による内水を排水するための移動用排水ポンプ車を配備していただくよう要望いたします。</p> | <p>内水による住宅への浸水被害のおそれがある場合には、県においても国土交通省への排水ポンプ車の派遣要請を行うこととしています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>C</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|------------|----------|
| <p>19 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 一般国道4号水沢東バイパスをはじめ、国道4号の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。 一般国道4号水沢東バイパスは、国道4号の慢性的な交通混雑の解消を図るとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線水沢江刺駅を結ぶアクセス道として極めて重要な路線として平成4年度の着工以来、国当局並びに関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進んでおり、平成17年度には国道397号までの延長4.6kmの区間が暫定供用され、現在は国道397号から国道343号までの区間で用地買収等が進められている状況であります。</p> <p>しかしながら、水沢東バイパスが接続した国道397号周辺では渋滞が多くなり、また、国道397号から国道343号へ連絡する歩道未整備の市道への流入交通量が増加し、沿線住民や通学児童の安全な通行に支障を来す現状で、地区住民からは対策を求める声が強くなっています。</p> <p>また、一般国道4号は前沢・水沢間の幅員が狭く、増大する交通量に対応できずに随所で交通渋滞をきたし、円滑な通行が妨げられている状態です。沿岸部への長期的な支援を担う復興支援道路として最重要路線であるので、その整備は極めて重要かつ喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、かかる事情を御賢察のうえ、現在、事業中であります国道397号から国道343号に至る区間を早期に完成させ、引き続き国道343号以南の未整備区間約3.9kmの事業の促進をはじめ、次の事業の整備促進について、国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道4号水沢東バイパスの整備促進</p> | <p>一般国道4号の水沢東バイパスについては、平成17年度までに北側の4.6kmを供用しており、平成26年度は、未供用区間の道路設計や用地買収及び姉妹町地区の改良工事を推進すると伺っています。</p> <p>県としては、引き続き国に対し整備促進を要望していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|------------|----------|
| <p>19 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 一般国道4号水沢東バイパスをはじめ、国道4号の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。 一般国道4号水沢東バイパスは、国道4号の慢性的な交通混雑の解消を図るとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線水沢江刺駅を結ぶアクセス道として極めて重要な路線として平成4年度の着工以来、国当局並びに関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進んでおり、平成17年度には国道397号までの延長4.6kmの区間が暫定供用され、現在は国道397号から国道343号までの区間で用地買収等が進められている状況であります。</p> <p>しかしながら、水沢東バイパスが接続した国道397号周辺では渋滞が多くなり、また、国道397号から国道343号へ連絡する歩道未整備の市道への流入交通量が増加し、沿線住民や通学児童の安全な通行に支障を来す現状で、地区住民からは対策を求める声が強くなっています。</p> <p>また、一般国道4号は前沢・水沢間の幅員が狭く、増大する交通量に対応できずに随所で交通渋滞をきたし、円滑な通行が妨げられている状態であります。沿岸部への長期的な支援を担う復興支援道路として最重要路線であるので、その整備は極めて重要かつ喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、かかる事情を御賢察のうえ、現在、事業中であります国道397号から国道343号に至る区間を早期に完成させ、引き続き国道343号以南の未整備区間約3.9kmの事業の促進をはじめ、次の事業の整備促進について、国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(2) 一般国道4号前沢区折居交差点の渋滞解消整備</p> | <p>御要望の折居交差点の渋滞解消整備については、平成25年度、交通事故の削減、交通の円滑化を目的とした右折車線等を整備する事業として事業化され、平成26年度は調査設計を実施すると伺っています。</p> <p>県としては、引き続き国に対し整備促進を要望していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|------------|----------|
| <p>19 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 一般国道4号水沢東バイパスをはじめ、国道4号の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。 一般国道4号水沢東バイパスは、国道4号の慢性的な交通混雑の解消を図るとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線水沢江刺駅を結ぶアクセス道として極めて重要な路線として平成4年度の着工以来、国当局並びに関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進んでおり、平成17年度には国道397号までの延長4.6kmの区間が暫定供用され、現在は国道397号から国道343号までの区間で用地買収等が進められている状況であります。</p> <p>しかしながら、水沢東バイパスが接続した国道397号周辺では渋滞が多くなり、また、国道397号から国道343号へ連絡する歩道未整備の市道への流入交通量が増加し、沿線住民や通学児童の安全な通行に支障を来す現状で、地区住民からは対策を求める声が強くなっています。</p> <p>また、一般国道4号は前沢・水沢間の幅員が狭く、増大する交通量に対応できずに随所で交通渋滞をきたし、円滑な通行が妨げられている状態であります。沿岸部への長期的な支援を担う復興支援道路として最重要路線であるので、その整備は極めて重要かつ喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、かかる事情を御賢察のうえ、現在、事業中であります国道397号から国道343号に至る区間を早期に完成させ、引き続き国道343号以南の未整備区間約3.9kmの事業の促進をはじめ、次の事業の整備促進について、国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(3) 一般国道4号前沢バイパスの拡幅整備（4車線化） ア 平泉前沢IC付近～向田交差点</p> | <p>一般国道4号については、現在、北上拡幅や水沢東バイパスで事業が行われており、県としては、引き続き、これらの事業中箇所を整備促進を要望していきます。 御要望の平泉前沢IC付近から向田交差点までの間の拡幅整備についても、国へ働きかけていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|------------|----------|
| <p>19 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 一般国道4号水沢東バイパスをはじめ、国道4号の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。 一般国道4号水沢東バイパスは、国道4号の慢性的な交通混雑の解消を図るとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線水沢江刺駅を結ぶアクセス道として極めて重要な路線として平成4年度の着工以来、国当局並びに関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進んでおり、平成17年度には国道397号までの延長4.6kmの区間が暫定供用され、現在は国道397号から国道343号までの区間で用地買収等が進められている状況であります。</p> <p>しかしながら、水沢東バイパスが接続した国道397号周辺では渋滞が多くなり、また、国道397号から国道343号へ連絡する歩道未整備の市道への流入交通量が増加し、沿線住民や通学児童の安全な通行に支障を来す現状で、地区住民からは対策を求める声が強くなっています。</p> <p>また、一般国道4号は前沢・水沢間の幅員が狭く、増大する交通量に対応できずに随所で交通渋滞をきたし、円滑な通行が妨げられている状態であります。沿岸部への長期的な支援を担う復興支援道路として最重要路線であるので、その整備は極めて重要かつ喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、かかる事情を御賢察のうえ、現在、事業中であります国道397号から国道343号に至る区間を早期に完成させ、引き続き国道343号以南の未整備区間約3.9kmの事業の促進をはじめ、次の事業の整備促進について、国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(3) 一般国道4号前沢バイパスの拡幅整備（4車線化） イ 五合田交差点付近～前沢バイパス北</p> | <p>一般国道4号については、現在、北上拡幅や水沢東バイパスで事業が行われており、県としては、引き続き、これらの事業中箇所を整備促進を要望していきます。 御要望の五合田交差点付近から前沢バイパス北までの間の拡幅整備についても、国へ働きかけていきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|---|----------------|------------|----------|
| <p>20 農業施策の充実について</p> <p>農業の持続的発展と、米の価格安定、再生産できる農家所得の確保策など施策の充実強化について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>農業は生命の根源である食料を生産する産業としてのみではなく、良質な水と空気を生み、水源の涵養、国土や自然環境の保全、災害の防止、伝統文化の継承といった多面的な機能を有しています。</p> <p>このため、農業を国の基幹的生産部門に位置づけ、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、明るい展望をもって農畜産物を継続的に生産し、持続的に農業に従事できる環境を確保するため、下記事項について国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産物価格の安定については、今後も国の責任において対策を講じ、中でも主食である米の価格については恒久的な対策を講じ、引き続き再生産可能な持続できる稲作農家の所得確保策を講じること。 ・ 国として農業を基幹産業として位置付け、学校教育における食育指導の強化や農村生活体験などを通じた取組み支援を通して、米をはじめ国内産農畜産物の消費を拡大し、先進国の中でも極端に低い日本の食料自給率を向上させること。 ・ 当事者である農業者をはじめ国民に対して、十分な説明のないT P P交渉は、到底受け入れられるものではない。日本の農業に悪影響を及ぼしかねないT P P参加に関して慎重に対応すること。 ・ 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保することは、地域農業の維持発展のため重要な課題であることから、認定農業者や農業生産法人等への誘導支援施策を講じること。 ・ 農業の多面的機能を発揮するため、農地の保全、農村・環境・景観維持や自給率向上に取り組む生産者に対する直接支払制度を充実させ、恒久的な制度とすること。 | <p>国の農業改革や新たな農業・農村政策については、生産活動や地域づくりに懸命に取り組んでいる農業者の暮らしがよくなっていくよう、また、地域の農業・農村の振興となるよう、農業者や関係団体などと十分に意見を交わしながら進めていくことを要望していきます。</p> <p>また、T P Pについては、国に対し、十分な情報開示と説明を行い、地域経済に影響が生じると見込まれる場合には交渉からの撤退を含め断固たる姿勢で臨むことや、農林水産業の再生・強化を図る施策を講ずること、被災地の活力を決して低下させることがないように十分に配慮することについて、あらゆる機会を捉え、引き続き要望していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>農政部</p> | <p>B</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|----------|------|-------|------|
| <p>・ 新たにはじまった農地中間管理事業は、事業を受託する市町村においては、実務上従前と大きな差異が感じられず、むしろ農地や農家の掘り起こしを担っていた人材を確保できない委託料配分となっていることから、事業推進体制を農地中間管理機構の責任において整えること。また、事業細部については、今だ不明瞭な点多々あることから、今後、重要政策の変更実施などの際には、準備期間を十分にとり丁寧に進めること。</p> | | | | |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|----------------|----------|
| <p>21 就学援助制度への財政支援について</p> <p>生活扶助基準の見直しにより影響を受ける就学援助制度の基準の統一と財源措置の拡充について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>生活扶助基準の引き下げが平成25年8月に実施され、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者が利用する就学援助制度への影響が懸念されます。</p> <p>文部科学省は、平成26年度の要保護児童生徒援助事業の認定において、生活扶助基準の見直しによる影響が生じないよう対応した場合に、特例として国庫補助の対象とする方針を示しました。しかし、平成27年度以降の方針が明確になっておらず、本年度特例により認定された保護者への説明に苦慮しています。また、市町村単独事業であり、独自の基準で実施する準要保護児童生徒援助事業においても、影響が生じないよう対応することにより、財政負担が増しています。</p> <p>教育の機会均等を保障することは、行政の重要な施策であります。就学援助制度が、市町村によって格差が生じる状況は、好ましいとは言えないと思慮します。就学援助制度の各事業の基準の統一を図るとともに、財源措置の拡充を国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> | <p>要保護児童生徒に係る就学援助に関する国の平成27年度以降の取扱いについては、現時点では不透明な状況ですが、県教育委員会では今後の国の動向等を踏まえつつ、国に対して必要な要望を行うなど適切に対応していきます。</p> <p>また、準要保護児童生徒に対する就学援助については、平成17年度から国の補助金が廃止され、税源移譲により市町村の単独事業として、地域の実情に応じて市町村の判断で実施され、財源については地方財政措置されているところであり、国で基準の統一を図ることは困難であると見込まれます。</p> <p>県としては、生活扶助基準の見直しにより市町村の財政負担が増大することがないように、地方財政措置の拡充等、国に対して必要な要望を行うなど適切に対応していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>22 奨学金事業の充実について</p> <p>教育の機会均等を図るため、奨学金事業について、更に充実した利用しやすい制度となるよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>奨学金事業については、平成24年度に所得連動返済型の無利子奨学金制度が新設されるなど、年々、制度の見直しと充実が図られてきているところです。</p> <p>しかしながら、採用基準を満たす者が全て希望通り奨学生として採用される保証がないこと、無利子奨学金貸与枠の拡大が必要なこと及び外国人留学生を対象とした給付制度と比較した場合に日本人学生を対象とした給付型の奨学金制度の確立を望む声があることなど、問題点を未だ有しています。</p> <p>つきましては、教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく、また、将来の返済について予見性を持ち、安心して学べる環境を整えるため奨学金事業を拡充することについて国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> | <p>県では、高校生に対する奨学金については、事業を実施する財団法人岩手育英奨学会と連携を図りながら、採用枠の確保に努めているところです。</p> <p>また、高校生等を対象とした奨学金制度の拡充について、国に平成27年度予算要望を行ったほか、機会を捉えて要望しているところです。</p> <p>なお、国が所管する独立行政法人日本学生支援機構が実施している学生等を対象とする奨学金制度については、引き続き動向を注視していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>県南教育事務所</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>23 介護施設等の整備に係る財政支援の拡充について 介護施設等の計画的な整備を図るため、建設費の高騰に対応した財政支援の拡充について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>本市では、これまで介護施設等の整備については、介護保険事業計画を策定し、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に努めるとともに、地域密着型サービス等の充実を図るため、国・県の財政支援を受け、計画的に整備を進めてまいりました。</p> <p>平成26年度は、第5期介護保険事業計画に基づき、小規模特別養護老人ホーム2施設、認知症対応型グループホーム1施設を整備する計画です。</p> <p>しかし、本県においては、東日本大震災の復興事業等により建設資材や人材の不足から建設費が高騰しております。加えて、本年4月から消費税の引き上げもあり、事業主体である法人の事業計画に大きな影響を及ぼしております。</p> <p>については、計画的な施設整備と安定的な施設運営を推進するため、平成26年度及び第6期介護保険事業計画の介護施設等の整備に係る補助単価の引き上げ等財政支援の拡充について国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> | <p>介護保険施設等の整備については、これまで介護基盤緊急整備等臨時特例基金等により、介護保険事業計画に基づく整備への補助を行ってきたところですが、補助単価の引き上げについては、消費税の引き上げ等を踏まえ検討していきます。</p> <p>また、当該基金事業については、実施期限が平成26年度末とされていることから、平成27年度以降「医療と介護の新しい基金」（仮称）において、第6期介護保険事業計画に基づく介護施設等の整備への補助が継続して実施されるよう、国に対して要望しています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|----------------|----------|
| <p>24 国民健康保険制度に国庫負担の増額を求めることについて</p> <p>国民健康保険制度の安定運営を図るため、国庫負担の拡充について、特段の御高配をお願いいたします。</p> <p>国民皆保険の基礎となっている国民健康保険は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者の割合が多く、年々増加する医療費が国民健康保険の財政基盤を脆弱にし、昨今の厳しい経済情勢の中、市町村や被保険者の負担が増大しております。</p> <p>このままでは制度が崩壊する恐れがあり、被保険者が安心して必要な医療が受けられるようにするためにも、国庫負担割合を見直し、増額されますよう要望いたします。</p> <p>また、国で現在検討している新たな国民健康保険制度においては、国庫負担を拡充し、持続的で安定的な国民健康保険財政基盤を確立することについて国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> | <p>県では、東日本大震災津波や経済・雇用情勢の影響により、市町村国保の財政運営が依然として厳しい状況であることから、国の公費負担割合を拡大し、地方公共団体や被保険者の負担の軽減を図るよう国に要望しているところであります。</p> <p>現在、国では「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づき、社会保障審議会医療保険部会や国保基盤強化協議会（国と地方の協議）において、国民健康保険制度の見直しについて協議しているところであり、この協議の中で、全国知事会から国に対し、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決するため、追加国費を含めた抜本的な財政基盤強化の具体策の提示を求めているところです。</p> <p>県としては、この議論の方向性を注視しつつ、国民健康保険制度の円滑な運営を図るため、財政支援の更なる拡充が講じられるよう、引き続き国に対し要望していきます。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>保健福祉環境部</p> | <p>A</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|--|----------------|------------|----------|
| <p>25 北上川における築堤等の整備促進について 北上川における築堤等の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>当市を縦断する一級河川北上川は、無堤地区や築堤されているものの暫定断面等の理由により漏水する箇所があるため、長雨や集中豪雨による濁流・水位上昇が発生した際、そのたびに人家や農地など生活基盤に甚大な被害をもたらしています。</p> <p>また、前沢区の北上川右岸堤防に位置する前沢地区及び白山地区では、堤防の補強工事が部分着工となり未着工区間の整備時期が未定となっていることから、早期の全線整備が求められています。</p> <p>つきましては、堤防築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業ではありますが、地域住民の安全な生活環境整備のため、次の地域における築堤等事業の促進について国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(1) 水沢区黒石町地内左岸鶴城地区（富士橋上下流2,600m）及び小谷木橋上流右岸水沢地区（小谷木橋上流5,200m）の洪水対策</p> | <p>無堤防区間が多い北上川中流部（概ね紫波町～奥州市の区間）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、5年間に2度も甚大な浸水被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、鶴城地区及び水沢地区については、他地区の進捗を見ながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け対応していきたいと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|---|---|----------------|------------|----------|
| <p>25 北上川における築堤等の整備促進について 北上川における築堤等の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>当市を縦断する一級河川北上川は、無堤地区や築堤されているものの暫定断面等の理由により漏水する箇所があるため、長雨や集中豪雨による濁流・水位上昇が発生した際、そのたびに人家や農地など生活基盤に甚大な被害をもたらしています。</p> <p>また、前沢区の北上川右岸堤防に位置する前沢地区及び白山地区では、堤防の補強工事が部分着工となり未着工区間の整備時期が未定となっていることから、早期の全線整備が求められています。</p> <p>つきましては、堤防築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業ではありますが、地域住民の安全な生活環境整備のため、次の地域における築堤等事業の促進について国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(2) 前沢区の無堤地帯（赤生津地区及び白鳥館地区）の遺跡（世界遺産）の保護に配慮した築堤促進</p> | <p>国では、赤生津地区の流下能力の確保を図るため、平成24年度は赤生津橋下流において約5万㎡の河道掘削を実施しており、平成25、26年度は、赤生津橋下流において、用地調査を行うとともに一部区間の用地取得を行うと聞いています。</p> <p>また、白鳥館地区については、遺跡景観・保全条例との調整や他地区の事業進捗を見ながら対応すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け対応していきたいと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |

奥州市

| 要望内容 | 取組状況(方針) | 振興局名 | 担当所属名 | 反映区分 |
|--|--|----------------|------------|----------|
| <p>25 北上川における築堤等の整備促進について</p> <p>北上川における築堤等の整備促進について、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>当市を縦断する一級河川北上川は、無堤地区や築堤されているものの暫定断面等の理由により漏水する箇所があるため、長雨や集中豪雨による濁流・水位上昇が発生した際、そのたびに人家や農地など生活基盤に甚大な被害をもたらしています。</p> <p>また、前沢区の北上川右岸堤防に位置する前沢地区及び白山地区では、堤防の補強工事が部分着工となり未着工区間の整備時期が未定となっていることから、早期の全線整備が求められています。</p> <p>つきましては、堤防築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業ではありますが、地域住民の安全な生活環境整備のため、次の地域における築堤等事業の促進について国へ要望くださいますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>(3) 前沢区の前沢地区及び白山地区の補強工事の早期全線整備</p> | <p>国では、平成24年度の補正により、前沢地区及び白山地区の堤防強化事業として、背後に住居がある区域を優先して、断面の拡大及び嵩上げを実施しています。しかしながら、全工区の実施にはいたらず、残事業が出てきているところです。引き続き予算の確保に努めると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け対応していきたいと考えています。</p> | <p>県南広域振興局</p> | <p>土木部</p> | <p>B</p> |